

#### 第44号議案

品川区立幼稚園条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(品川区立幼稚園条例の一部改正)

第1条 品川区立幼稚園条例(昭和41年品川区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(品川区立心身障害者福祉会館条例の一部改正)

第2条 品川区立心身障害者福祉会館条例(昭和52年品川区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(品川区保育の実施等に関する条例の一部改正)

第3条 品川区保育の実施等に関する条例(昭和62年品川区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第3条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(品川区立知的障害者グループホーム条例の一部改正)

第4条 品川区立知的障害者グループホーム条例（平成3年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（品川区立知的障害者福祉施設条例の一部改正）

第5条 品川区立知的障害者福祉施設条例（平成5年品川区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（品川区子ども・子育て会議条例の一部改正）

第6条 品川区子ども・子育て会議条例（平成25年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（品川区立発達障害者支援施設条例の一部改正）

第7条 品川区立発達障害者支援施設条例（平成25年品川区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年品川区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め

る。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第

3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正)

第10条 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(品川区立障害児者総合支援施設条例の一部改正)

第11条 品川区立障害児者総合支援施設条例（平成30年品川区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の改正規定中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の  
施行に伴い、規定を整備する必要がある。